

別記様式第6号（第3条関係）

令和2年度随意契約結果（総務部）

(令和3年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称（工事・業務等の名称等）及び番号	種別	概要 (工事・業務等の概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
1	総務課 (75-1200)	東京都港区南青山二丁目11番17号 第一法規株式会社 代表取締役社長 田中 英弥	木津川市例規管理データベースシステム業務	役務委託	例規データベース及びインターネット公開用データ構築 例規執務支援システムの構築及び保守管理 例規集(単行本)の発行 制定改廃例規データ更新及び例規相談、情報提供サポート業務	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	1,786,752	1,786,752	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 本データベースシステムの構築事業者のみが保守を行えることから、当該事業者から見積微取し、予定価格の範囲内であったため、契約を行った。
2	総務課 (75-1200)	京都府京田辺市普賢寺中島3-3 株式会社ウイング京田辺営業所 所長 津田 秀夫	木津川市市有バス運行管理業務 (その1) 2-総委-6	役務委託	市有バスの安全かつ適正運行管理	令和2年4月1日 ～ 令和2年5月31日	1,478,400	1,608,200	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 入札による本契約成立までの2か月間、市有バスの運行管理業務が滞ることとなるため、前年度委託事業者から見積微取し、予定価格の範囲内であったため、契約を行った。
3	総務課 (75-1200)	大阪府大阪市北区堂島浜1丁目4番4号 関西レコードマネジメント株式会社 代表取締役 岡本 有	令和2年度木津川市文書管理業務 2-総委-18	役務委託	木津川市文書管理業務の支援 ・書庫の廃棄文書抽出作業 ・書庫への移管保存箱の処理	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	1,155,000	1,282,000	①随意契約とした理由 地方自治法施行令台167条の2第1項第2号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 当該業者は、書庫の位置や作業の流れ、データベースの取扱い等を熟知しており、正確で迅速かつ柔軟な対応が見込めるため。
4	総務課 (75-1200)	京都府京都市下京区大宮通木津屋橋下る上中之町2番地 日本通運株式会社京都支店 支店長 坂田 道治	令和2年国勢調査用品の保管及び仕分け業務 2-総委-25	役務委託	・国勢調査に伴う用品の受領及び保管 ・用品の仕分作業（調査員及び調査区ごと） ・説明会会場までの用品の配達	令和2年5月25日 ～ 令和2年9月30日	1,856,415	2,068,550	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 市登録業者のうち、当該業務を実施可能とした者が日本通運株式会社京都支社のみであったこと。 また、他市において過去に同様の業務の実施実績があること、および、令和2年度の国勢調査における、京都府から市町村への当該用品の配達・仕分け業務受託業者でもあることから、当該業務を適切に実施可能であると判断できるため。

別記様式第6号（第3条関係）

令和2年度随意契約結果（総務部）

(令和3年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称（工事・業務等の名称等）及び番号	種別	概要 (工事・業務等の概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
5	総務課 (75-1200)	京都府相楽郡精華町菱田宮川原2-44 株式会社ニッシンビルメンテナンス 代表取締役 江口 久雄	木津川市役所本庁舎定期清掃業務 2-総委-11	役務委託	木津川市役所本庁舎定期清掃業務	令和2年4月1日～令和2年7月31日	911,900	911,900	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 市指名登録業者であり、入札手続きによる本契約締結までの間、定期清掃業務が滞ることから、前年度に木津川市役所本庁舎定期清掃業務を締結している当該事業者から見積徴取し、予定価格の範囲内であったため、契約を行った。
6	総務課 (75-1200)	京都府木津川市加茂町大畑背谷38番地1 三重中央開発株式会社京都事業所 事業所長 穂苅 清二	木津川市の公共施設から排出する事業系一般廃棄物収集運搬業務 2-総委-8	役務委託	木津川市の公共施設から排出される一般廃棄物を収集し、発注者が指定する処分場へ運搬する。	令和2年4月1日～令和2年6月30日	1,289,178	1,289,178	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 入札による本契約成立までの3か月間、契約期間が途切れることとなり、当該業務が滞ることとなる為、前年度委託事業者から見積徴取し、予定価格の範囲内であったため、契約を行った。
7	総務課 (75-1200)	京都府木津川市加茂町大畑背谷38番地1 三重中央開発株式会社京都事業所 事業所長 穂苅 清二	木津川市の公共施設から排出する産業廃棄物収集運搬及び処分業務 2-総委-9	役務委託	木津川市の公共施設から排出する産業廃棄物を適正に収集、運搬及び処分する。	令和2年4月1日～令和2年6月30日	38.5円/kg	38.5円/kg	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 入札による本契約成立までの3か月間、契約期間が途切れることとなり、当該業務が滞ることとなる為、前年度委託事業者から見積徴取し、単価契約を行った。
8	総務課 (75-1200)	京都府福知山市東羽合町164番地 株式会社丹新ビルサービス 代表取締役 中道 紀史	加茂支所自動火災報知設備取替え工事 2-総-5	工事請負 (電気)	自動火災報知設備の取替え	令和2年7月9日～令和2年9月30日	4,569,400	4,569,400	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 建築保全業務の委託先であり、かつ消防設備点検も実施していることから、当該設備に精通しており、迅速な対応が見込まれたため。

別記様式第6号（第3条関係）

令和2年度随意契約結果（総務部）

(令和3年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称（工事・業務等の名称等）及び番号	種別	概要 (工事・業務等の概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
9	総務課 (75-1200)	京都府福知山市東羽合町164番地 株式会社丹新ビルサービス 代表取締役 中道 紀史	冷温水二次ポンプインバータ更新工事 2-総-7	役務委託	冷温水二次ポンプインバーター機器の更新を行う。	令和2年9月1日 ～ 令和3年11月30日	1,152,800	1,152,800	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 本庁舎の総合管理業務を請け負い、本庁舎の設備全般に精通している者に施工させる必要があるため。
10	総務課 (75-1200)	大阪府大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 三和タジマ株式会社 西日本支店 支店長 本澤 輝夫	本庁舎自動ドアフラットバー溶接工事 2-総-15	役務委託	本庁舎自動ドアのフラットバーの溶接	令和2年11月1日 ～ 令和2年12月31日	1,045,000	1,045,000	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 庁舎建設時に当該設備を納品した業者であり、当該設備等について熟知していることから、正確かつ迅速に対応することが見込めるため。
11	総務課 (75-1200)	京都府福知山市東羽合町164番地 株式会社丹新ビルサービス 代表取締役 中道 紀史	本庁舎吸収式冷温水機オーバーホール工事 2-総-4	役務委託	空調設備の一部である吸収式冷温水機のオーバーホール	令和2年11月16日 ～ 令和3年1月29日	7,425,000	7,425,000	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 本庁の総合管理業務を請け負い、本庁舎の設備全般に精通している者に施工させる必要があるため。
12	総務課 (75-1200)	京都府福知山市東羽合町164番地 株式会社丹新ビルサービス 代表取締役 中道 紀史	本庁舎4階北西系統空調コントローラー交換 2-総-11	工事請負 (電気)	本庁舎4階のフロア空調機の温度調整を行うコントローラの交換工事を行う。	令和2年11月1日 ～ 令和2年12月31日	1,936,000	1,936,000	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 本庁の総合管理業務を請け負い、本庁舎の設備全般に精通している者に施工させる必要があるため。

別記様式第6号（第3条関係）

令和2年度随意契約結果（総務部）

(令和3年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称（工事・業務等の名称等）及び番号	種別	概要 (工事・業務等の概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
13	税務課 (75-1203)	京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369-3 株式会社ケークーシー情報システム 代表取締役 松下 直弘	家屋評価システム利用・保守業務	役務委託	家屋評価システム「HYOCA-Z」のシステムサポートや利用・保守業務	令和2年4月1日～令和3年3月31日	1,161,600	1,162,000	①随意契約とした理由 現在利用している家屋評価システムの利用支援・保守については、導入業者に委託することが最も適切であり、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) ②契約の相手方の選定理由 当該システムの導入業者に見積書を微取した結果、予定価格の範囲内であったため。
14	税務課 (75-1203)	京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 大和不動産鑑定株式会社京都支社 京都支社長 小村 直之	固定資産路線価等見直し及び地図システム連携データ作成委託業務（令和2年度） 2-税委-2	役務委託	標準宅地の点検、選定替え、状況類似地区の確認・修正、時点修正業務等、追加路線の算定、地図システムへの評価データ反映、不動産鑑定士による相談業務等	令和2年6月10日～令和3年3月24日	6,499,900	7,001,000	①随意契約とした理由 現在利用している土地評価システムで用いる土地評価データについては、システム開発に関わった業者に委託することが最も適切であり、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) ②契約の相手方の選定理由 土地評価システムの開発業者から見積書を微取した結果、予定価格の範囲内であったため。
15	税務課 (75-1203)	京都市中京区三条通烏丸東入る梅忠町22番地2 公益社団法人京都府不動産鑑定士協会 会長 木田 洋二	令和3年度の固定資産税の評価において活用する標準宅地の時点修正に関する業務 2-税委-3	役務委託	標準宅地の時点修正を実施するために必要な業務及びそれに付随する業務	令和2年6月9日～令和2年9月30日	2,722,500	2,723,000	①随意契約とした理由 本業務については、基準年度（平成30年度）の鑑定価格に対して時点修正を行うものであり、評価の整合性、一体性を確保するため、基準年度の業務受託業者に委託することが最も適切であり、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) ②契約の相手方の選定理由 基準年度の業務受託業者から見積書を微取した結果、予定価格の範囲内であったため。
16	税務課 (75-1203)	京都市上京区千本通元誓願寺上る南辻町369-3 株式会社ケークーシー情報システム 代表取締役 松下 直弘	固定資産税システム改修業務 (土地評価替関係) 2-税委-4	役務委託	令和3年度評価替に対応するため必要となる固定資産税システム改修業務	令和2年8月7日～令和2年9月10日	605,000	605,000	①随意契約とした理由 現在利用している固定資産税システムの改修については、導入業者に委託することが最も適切であり、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) ②契約の相手方の選定理由 当該システムの導入業者に見積書を微取した結果、予定価格の範囲内であったため。

別記様式第6号（第3条関係）

令和2年度随意契約結果（総務部）

(令和3年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称（工事・業務等の名称等）及び番号	種別	概要 (工事・業務等の概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
17	税務課 (75-1203)	京都市上京区千本通元誓願寺上の南辻町369-3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役 松下 直弘	固定資産税システム運用支援業務 2-税委-5	役務委託	固定資産税システムの運用のため必要となる各種支援業務 (航空写真加工・セットアップ、家屋評価替え計算シミュレーション等)	令和2年9月15日～令和3年3月31日	1,193,500	1,195,000	①随意契約とした理由 現在利用している固定資産税システムの運用支援については、導入業者に委託することが最も適切であり、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) ②契約の相手方の選定理由 当該システムの導入業者に見積書を微取した結果、予定価格の範囲内であったため。
18	税務課 (75-1203)	市町村基幹業務支援システム開発 共同企業体 京都市上京区千本通元誓願寺上の南辻町369-3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役 松下 直弘 他	2-税委-9 特定個人情報データ標準レイアウト改版（令和2年6月向け）に伴う市町村基幹業務支援システム（個人住民税システム）改修業務	役務委託	特定個人情報データ標準レイアウト改版（令和2年6月向け）に伴う市町村基幹業務支援システム（個人住民税システム）改修業務	令和2年5月22日～令和2年6月30日	603,350	604,000	①随意契約とした理由 現在利用している個人住民税システムの改修については、導入業者に委託することが最も適切であり、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) ②契約の相手方の選定理由 当該システムの導入業者に見積書を微取した結果、予定価格の範囲内であったため。
19	税務課 (75-1203)	市町村基幹業務支援システム開発 共同企業体 京都市上京区千本通元誓願寺上の南辻町369-3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役 松下 直弘 他	2-税委-10 税制改正に伴う市町村基幹業務支援システム（個人住民税システム）改修業務	役務委託	地方税法の改正に伴う市町村基幹業務支援システム（個人住民税システム）改修業務	令和2年12月25日～令和3年3月25日	1,543,850	1,544,000	①随意契約とした理由 現在利用している個人住民税システムの改修については、導入業者に委託することが最も適切であり、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) ②契約の相手方の選定理由 当該システムの導入業者に見積書を微取した結果、予定価格の範囲内であったため。
20	税務課 (75-1203)	市町村基幹業務支援システム開発 共同企業体 京都市上京区千本通元誓願寺上の南辻町369-3 株式会社ケーケーシー情報システム 代表取締役 松下 直弘 他	2-税委-11 税制改正に伴う市町村基幹業務支援システム（固定資産税システム）改修業務	役務委託	地方税法の改正に伴う市町村基幹業務支援システム（固定資産税システム）改修業務	令和3年1月22日～令和3年3月25日	1,106,050	1,107,000	①随意契約とした理由 現在利用している固定資産税システムの改修については、導入業者に委託することが最も適切であり、契約の性質及び目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) ②契約の相手方の選定理由 当該システムの導入業者に見積書を微取した結果、予定価格の範囲内であったため。

別記様式第6号（第3条関係）

令和2年度随意契約結果（総務部）

(令和3年3月31日現在)

番号	担当課	契約の相手方 (住所、会社名、代表者)	契約の名称（工事・業務 等の名称等）及び番号	種別	概要 (工事・業務等の概要)	工期又は履行等期限	契約金額	予定価格	随意契約とした理由及び 契約の相手方の選定理由
21	危機管理課 (75-1206)	大阪府大阪市西区京町堀一丁目8番5号 (株)気象工学研究所 代表取締役 小久保 鉄也	河川監視カメラ運用委託業務 2-危委-1	役務委託	市内6カ所に設置しているか選管監視カメラの保守業務	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日	780,120	780,120	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 管理・機能等を考慮した結果、メーカー指定により競争入札に適さないため。
22	危機管理課 (75-1206)	京都府京都市南区上鳥羽尻切町4番地 明清建設工業株式会社 代表取締役 本間 太郎	木津東バイパス防犯灯設置工事 2-危-1	役務委託	木津東バイパス道路への防犯灯設置業務	令和2年5月9日 ～ 令和2年9月30日	6,349,750	6,349,750	①随意契約とした理由 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定による。 ②契約の相手方の選定理由 競争入札に付することが不利と認められるときに該当。木津東バイパス道路整備の施工業者に委託することが、最も費用を抑えることができるため。
23	危機管理課 (75-1206)	(株)防災士研修センター	防災士養成講座委託業務 2-危委-9	役務委託	防災士養成講座委託業務	令和2年6月26日 ～ 令和3年3月31日	3,095,000	3,095,000	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 企画、講師、テキスト等、多数多様で業務内容の規格を一律に指定することが困難であり、契約の性質又は目的が競争入札に適していないため。